

静岡伝統芸能振興会 補助事業(出演助成事業)ご利用にあたっての注意事項

平素は、静岡伝統芸能振興会補助事業をご活用いただき誠にありがとうございます。
ご利用にあたっての注意事項をご連絡いたします。

1. 「補助事業申込書兼実績報告書」を事業(イベント)実施前にご提出ください。
ただし、原則、2022年度において当補助事業を4回以上利用した参加者が半数以上いる事業(イベント)の場合は補助対象とはなりませんのでご了承ください。
また、申込書に記載の芸妓派遣時間を上回った延長時間及び3時間を超えた玉代につきましては、補助対象外となりますのでご注意ください。
2. 提出いただきました補助事業申込書兼実績報告書の内容を確認後、当振興会から利用の可否についてご連絡いたします。
また、事業(イベント)実施後に提出いただくアンケート用紙をお渡しします。
※事業(イベント)実施前に必ずご利用にあたっての注意事項をお読みいただき、ご確認願います。
3. 事業(イベント)当日のスケジュール等の詳細は直接検番(TEL:054-366-5148)にご連絡をお願いします。
4. 事業(イベント)当日に、参加人数の確認と報告用の写真撮影をお願いします。
①参加者が芸妓の踊りを鑑賞している、または、お座敷遊びをしている様子
②5人以上の参加者がわかるような会場の様子(集合写真は不可)
の写真をそれぞれ1枚ずつお取りください。 ※報告に必須書類となります。
5. 事業(イベント)終了後、1週間以内に実績報告欄に記載済の「補助事業申込書兼実績報告書」、「上記4①②の写真」、「アンケート」を振興会へご提出ください。(原則メールで提出をお願いします)
※報告書類のご提出がない場合、事業が実施されたことにならないため、補助は適用されませんのでご注意ください。
6. 検番から請求先へ芸妓玉代・車代の全額の請求書を送付します。
7. 報告書類および検番への入金を確認できましたら、2分の1補助が決定します。
振興会より決定補助額が記載された「請求書」を担当者(請求先)の方宛に送付しますので、内容をご確認いただき必要事項にご記入・捺印の上、振興会へご返送ください。
8. 請求書を受理した日の翌月末日(土日祝日の場合はその前日)までに、請求書指定口座へ補助額をお振込いたします。
9. これで補助事業は完了となります。

【お問い合わせ・報告書類提出先】

静岡商工会議所 清水事務所 産業振興課
〒424-0821 静岡市清水区相生町6-17
TEL:054-353-3401/FAX:054-352-0405
Mail:m-miura@shizuoka-cci.or.jp